

令和 7 年度

---

# 事務事業概要

---



品川区児童相談所

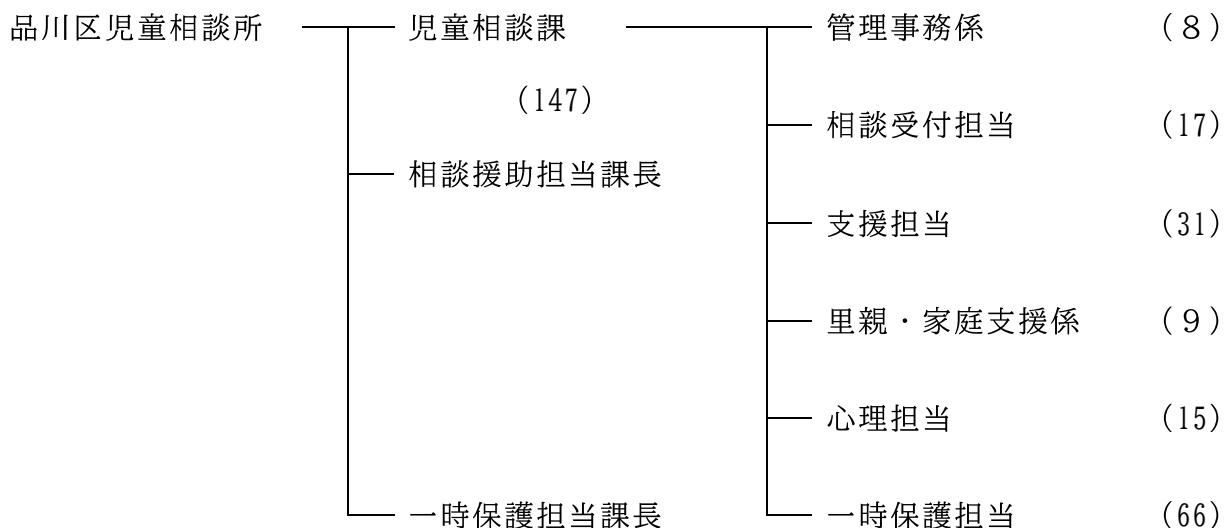


# 目 次

|     |                   |   |
|-----|-------------------|---|
| 1   | 品川区児童相談所の組織 ..... | 1 |
| (1) | 組織図 .....         | 1 |
| (2) | 職員配置 .....        | 1 |
| (3) | 事務分掌 .....        | 2 |
| (4) | 予算 .....          | 2 |
| (5) | 他課・関係機関との連携 ..... | 3 |
| 2   | 品川区児童相談所の役割 ..... | 4 |
| 3   | 児童相談課事務事業 .....   | 5 |
| (1) | 人材の確保・育成 .....    | 5 |
| (2) | 児童相談所の運営 .....    | 6 |
| (3) | 一時保護所の運営 .....    | 9 |

# 1 品川区児童相談所の組織（令和7年4月1日現在）

## (1) 組織図



## (2) 職員配置

（単位：人）

| 所 属      | 事<br>務 | 福<br>祉 | 心<br>理 | 保<br>健<br>師 | 児<br>童<br>指<br>導 | 看<br>護<br>師 | 正<br>規<br>職<br>員<br>計 | 会<br>計<br>年<br>度<br>任<br>用<br>職<br>員<br>計 |
|----------|--------|--------|--------|-------------|------------------|-------------|-----------------------|-------------------------------------------|
| 児童相談所長   |        |        |        |             |                  |             | 1                     |                                           |
| 児童相談課長   |        |        |        |             |                  |             | 1                     |                                           |
| 相談援助担当課長 |        |        |        |             |                  |             | 1                     |                                           |
| 一時保護担当課長 |        |        |        |             |                  |             | 1                     |                                           |
| 管理事務係    | 8      |        |        |             |                  |             | 8                     |                                           |
| 相談受付担当   |        | 5      |        | 2           |                  |             | 7                     | 10                                        |
| 支援担当     |        | 25     |        |             |                  |             | 25                    | 6                                         |
| 里親・家庭支援係 | 1      | 4      | 2      |             |                  |             | 7                     | 2                                         |
| 心理担当     |        |        | 13     |             |                  |             | 13                    | 2                                         |
| 一時保護担当   |        |        | 2      |             | 31               | 2           | 35                    | 31                                        |
| 合 計      |        |        |        |             |                  |             | 99                    | 51                                        |

### (3) 事務分掌

| 係 名      | 分掌事務                                                                                                                         |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理事務係    | ① 所の事務事業の進行管理に関すること。<br>② 所内の取締りに関すること。<br>③ 所内他係に属しないこと。                                                                    |
| 相談受付担当   | ① 児童等に係る相談の受付に関すること。<br>② 児童等に係る相談および支援の統括に関すること。<br>③ 児童等の援助方針に係る会議の運営に関すること。<br>④ 児童等に対する保健相談および保健指導に関すること。<br>⑤ 統計に関すること。 |
| 支援担当     | ① 児童虐待への対応に関すること。<br>② 養育困難家庭および非行児童に係る相談および支援に関する<br>こと。                                                                    |
| 里親・家庭支援係 | ① 里親の支援に関すること。<br>② 親子再統合に関すること。<br>③ 児童相談業務に関わる職員の人材育成に関すること。                                                               |
| 心理担当     | ① 児童の心理診断、心理治療等に関すること。<br>② 療育手帳の判定に関すること。                                                                                   |
| 一時保護担当   | ① 児童の一時保護に関すること。                                                                                                             |

### (4) 予算

(単位:千円)

| 民生費         |         | 人件費         |         |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 児童相談所運営費    | 233,486 | 児童相談課職員給与費  | 959,291 |
| 一時保護所運営費    | 91,497  | 職員給与費       | 772,338 |
| 児童相談所維持管理経費 | 112,382 | 会計年度任用職員給与費 | 186,953 |

## (5) 他課・関係機関との連携

| 連 携 先 |                 | 連 携 内 容                                                                                                 |
|-------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区 関 係 | 子ども家庭支援センター     | 虐待の重篤度や相談者のニーズに応じて、相談・支援の役割分担を行っています。また、要保護児童対策地域協議会を通じて、地域で子育て世帯を見守る体制を構築しています。                        |
|       | 子ども育成課保護児童支援担当  | 児童福祉審議会を設置し、児童相談所の措置等が適切であるかを調査審議します。また、意見表明等支援員が一時保護所等を訪問するなど、児童相談所の支援に関わる子どもの権利擁護に取り組んでいます。           |
|       | 子ども育成課社会的養護推進担当 | 児童養護施設等の措置費の支払いや社会的養護経験者等の自立支援に関する業務を行っています。                                                            |
|       | 生活福祉課           | 生活保護受給世帯への同行訪問等を通じて、ご家庭をサポートしています。                                                                      |
|       | 障害者支援課          | 障害児を育てる世帯が適切なサービスを受けられるよう協力しています。                                                                       |
|       | 教育総合支援センター      | 教育全般の相談や不登校、いじめ等への支援の際に、協力しています。                                                                        |
| 機関・団体 | 主任児童委員          | 訪問等を通して、子育て世帯に対する見守りを行っています。                                                                            |
|       | 東京都             | 東京都が行っているサービスの情報共有等を行っています。                                                                             |
|       | 他自治体の児童相談所      | 東京都および特別区は、一時保護所の相互利用に関する協定を締結しています。また、都区に限らず、人材育成の一環として職員派遣を行っているほか、児童相談所や一時保護所の運営について定期的に情報共有を行っています。 |
|       | 子ども若者応援ネットワーク品川 | 居場所の提供を通じて、不登校や引きこもり等の子どもが社会へのつながりを増やせるよう協力しています。                                                       |
|       | 東京養育家庭の会        | 養育家庭を中心とした里親支援や情報収集・提供を行っています。また、月に一度「Tokyo 里親 net」を発行し、全登録里親へ送付しています。                                  |
|       | 育里たんぽぽ支部        | 東京養育家庭の会の支部として、フォスタリング機関と共に、里親サロン等の里親同士の交流や里親子の支援を行っています。                                               |

## 2 品川区児童相談所の役割

近年、核家族化や地域社会の希薄化等を背景とする児童虐待が増加し、子どもや家庭をめぐることが複雑・多様化してきた中、平成12年の児童虐待の防止等に関する法律の施行を契機として、児童相談体制の拡充が進められました。以後、同法や児童福祉法の改正により、児童虐待の定義の明確化、国および地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大など、児童虐待防止対策にかかる法整備が進められ、児童相談体制の一層の充実が図られました。さらに、平成28年の改正児童福祉法では、特別区においても児童相談所の設置が可能になったほか、昭和22年の児童福祉法制定時以来の理念規定が見直され、子どもは適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを法に位置付け、そのうえで、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で、子どもの福祉が保障される旨が明確化されました。子どもの権利については、日本が平成6年に批准した児童の権利に関する条約において基本的な考え方（4つの原則）が示されており、この原則は、令和5年に施行されたこども基本法にも取り入れられています。

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、子どもの福祉と権利の保障、最善の利益を実現するために、原則18歳未満の子どもに関する相談に応じ、子どもや家庭に適切な援助を行っています。区では、平成23年から都児童相談所へ区職員を派遣することで人材育成を始めており、平成28年には児童相談所移管推進委員会を設置し、都から児童相談所業務の移管（区立児童相談所の設置）に向けて準備を進めてきました。そして、令和6年10月に「品川区児童相談所設置条例」を施行し、品川区児童相談所が開設しました。さらに、令和7年4月には、一時保護施設の子どもの権利擁護や個別ケアの推進が図られるよう制定された国の内閣府令を受け、「品川区一時保護施設の設備および運営の基準に関する条例」を施行し、一時保護施設に入所している児童が明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかで安全・安心な生活を送ることを保障しています。

また、児童相談所業務以外にも、児童福祉審議会の設置や里親の認定、障害児施設入所給付費の支給、児童福祉施設の設置認可、認可外保育施設への指導監督、愛の手帳（療育手帳）の判定等、都から移管された児童相談所設置市事務があります。これらは、児童相談所の援助活動のため一貫して行う必要のある事務であり、庁内関係部署で調整のうえ都から引き継ぎ、適切に執行しています。

品川区児童相談所は、「子どもの笑顔をみんなでつなぐまち・しながわ」を基本理念として庁内関係部署・関係機関と連携し、子ども家庭支援のあらゆる局面において子どもの最善の利益と権利保障に資するよう、主体的に相談から援助、子どものケア、保護者支援、家庭復帰まで一貫して支援していきます。また、児童相談所職員一人ひとりは、こうした理念や考え方を踏まえ、子どもの権利の擁護者であることを強く意識し、子どもの最善の利益を守るため、子どもや家庭への支援を行っています。

### 3 児童相談課事務事業

#### (1) 人材の確保・育成

##### ① 専門研修の受講および開催

###### 【概要】

児童相談所業務を行うためには、児童福祉法等に基づき、自治体規模や児童虐待通告件数等に応じた専門職職員（福祉職、心理職等）の配置が必要です。区では、職員確保のため、計画的に新規および任期付きの採用を行ってきたほか、人事課と連携し、子ども家庭支援センターや児童センター、保育園、福祉事務所および教育委員会等関連部署とのジョブローテーションにより人材確保に取り組んでいます。

児童相談所開設以前には、児童相談所業務未経験の異動者に対して、他自治体への派遣研修を実施することで人材の育成を図ってきました。現在は、区の児童家庭相談業務では経験蓄積が困難な心理検査や司法面接、また、ペアレントトレーニング等の技法習得のための専門研修を受講するとともに外部講師の招へいによる研修を実施し、所内全体の専門性の向上に取り組んでいます。加えて、係を統括するSV（スーパーバイザー）のほかに児童相談業務人材育成専門員を配置することで、ケースワークにおける厚い支援につなげるとともに、OJTによる職員育成にも積極的に取り組んでいます。

###### 【令和7年度予算】

50,751 千円

## (2) 児童相談所の運営

### ① 相談・通告受付

#### 【概要】

児童相談所は、児童虐待通告の一義的な窓口を担っているほか、子どもとその家庭に関する様々な相談を受け付けています。24時間・365日相談を受け付けるため、休日・夜間電話対応業務委託や児童相談システムの運用等によって相談受付体制を整備しています。加えて、電話対応支援システムを導入することにより、ケースワークにおける職員の負担軽減や業務効率化を図っています。

#### 【令和6年度実績（速報値）】

令和6年度相談受付件数

（単位：件）

| 来 所 | 代表電話 | 1 8 9 | 見守り<br>ホットライン | LINE 相談 | 文 書 | その他 | 合 計 |
|-----|------|-------|---------------|---------|-----|-----|-----|
| 50  | 707  | 71    | 63            | 0       | 8   | 53  | 952 |

令和6年度相談受理件数

（単位：件）

| 養護相談 |             | 障害相談 | 非行相談 | 育成相談 | 保健相談 | その他 | 合 計 |
|------|-------------|------|------|------|------|-----|-----|
| 虐待相談 | 養育困難<br>その他 |      |      |      |      |     |     |
| 598  | 62          | 114  | 22   | 54   | 3    | 25  | 878 |

虐待種別受理件数

（単位：件）

| 身体的虐待 | 心理的虐待 | ネグレクト | 性的虐待 | 合 計 |
|-------|-------|-------|------|-----|
| 178   | 331   | 88    | 1    | 598 |

#### 【令和7年度予算】

35,673 千円

### ② 子ども家庭支援センターとの連携

#### 【概要】

一時保護等の法的対応を担う児童相談所と、虐待予防・地域での養育の支援等を担う子ども家庭支援センターが両輪となることで、虐待のリスクや相談者のニーズに応じた相談・支援を行います。両機関の連携強化を図るため、様々な面で体制整備に取り組みました。

## ア 児童虐待通告窓口の一元化

品川区児童相談所の開設にあたり、児童虐待の通告窓口を児童相談所に一元化しました。児童相談所が一義的に通告を受け付けることで区民や関係機関にとって窓口がわかりやすくなったほか、児童相談所における初動対応が迅速化しました。

## イ 共通リスクアセスメントシート

児童相談所と子ども家庭支援センターとで共通のリスクアセスメントシートを通告事例の虐待の重症度・緊急度を判断する指標としています。共通項目を指標とすることで、両機関が連携し、その後の対応を一元的に行っていくためのツールとなっています。

## ウ 合同会議

児童相談所で受け付けた児童虐待相談・通告や子ども家庭支援センターで受け付けた相談について、各機関での緊急受理会議の結果、もう一方の機関での対応が適している、もしくは両機関が並走して対応していくことが必要な場合には、オンラインによる合同会議を開く仕組みになっています。共通のリスクアセスメントシートを用いて対応方針の協議を行い、緊急性・重症度のより高い事例は児童相談所が対応し、地域での支援がより適切だと判断された場合は子ども家庭支援センターが対応するなど、虐待のリスクや相談者のニーズに応じた相談・支援体制を構築しています。

### 【令和6年度実績（速報値）】

#### オンライン会議実施状況〈提出機関〉

（単位：件）

| 機 関         | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 合計  |
|-------------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 児童相談所       | 29   | 36   | 28   | 49  | 25  | 20  | 187 |
| 子ども家庭支援センター | 17   | 6    | 8    | 1   | 8   | 2   | 42  |
| 合 計         | 46   | 42   | 36   | 50  | 33  | 22  | 229 |

#### オンライン会議実施状況〈対応機関（主担当として対応）〉

（単位：件）

| 機 関         | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 合計  |
|-------------|------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 児童相談所       | 17   | 12   | 12   | 22  | 16  | 8   | 87  |
| 子ども家庭支援センター | 29   | 30   | 24   | 28  | 17  | 14  | 142 |
| 合 計         | 46   | 42   | 36   | 50  | 33  | 22  | 229 |

## ③ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業

### 【概要】

里親制度は、様々な事情により家庭での養育が困難または受けられなくなった子ども

たちに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境での養育を提供する子どものための制度です。

フォスティング事業では、里親のリクルート・アセスメントから、里親登録前後・委託後における研修、子どもと里親のマッチング、委託中における里親養育への支援、委託措置解除後の支援まで、里親子に寄り添った一貫した支援を行います。

児童相談所は、事業の一部を業務委託することにより、創意工夫のある普及啓発活動、リクルート、研修等の実施やきめ細かな里親子への支援を行うことで、里親制度を推進しています。引き続き、里親登録を増やし、適切に家庭的な養育が行える環境を整備することと、里親子の関係調和を目的に取り組んでいきます。

#### 【令和6年度実績】

里親登録状況

(単位：件)

| 養育家庭 | 専門養育家庭 | 親族里親 | 養子縁組里親 | 合 計 |
|------|--------|------|--------|-----|
| 19   | 0      | 0    | 14     | 33  |

#### 【令和7年度予算】

66,742 千円

### ④ 児童虐待防止推進等に関する取組み

#### 【概要】

児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、地域における見守りや気づきを促し、支援を必要とする子どもや家庭が相談先を認識できるよう、地域や関係機関において周知啓発活動に取り組んでいます。

#### ア 子ども向け品川区児童相談所案内カードの配布

子どもにとって身近で相談しやすい相談所を目指す取組みの一環として、品川区児童相談所マスコットキャラクター「がるるん」を使用した「品川区児童相談所案内カード」を作成し、品川区内の子どもに配布しています。

#### イ 児童虐待防止推進月間

例年、11月を児童虐待防止推進月間とし、一人でも多くの方に児童虐待防止について関心を持ってもらうよう、子ども家庭支援センターと連携して庁舎にてパネル展を行うなど、普及啓発を実施しています。

また、官民連携で開催している、児童虐待防止のシンボルでもあるオレンジリボンをつたすきに仕立てた「オレンジリボンたすきリレー」に子ども家庭支援センターとともに参加し、地域に広く児童虐待防止を呼び掛けています。

### (3) 一時保護所の運営

#### ① 一時保護の状況

##### 【概要】

一時保護所は、安全確保や心身の状態の把握を目的として一時的に子どもを保護する場所で、様々な環境下にいた子どものありのままを受け止め、安全で安心な生活の提供と権利や尊厳の保障に努めています。

一時保護所の職員は、児童指導員のほか、心理職・看護師・学習指導員等を配置し、多職種により、心理的ケアや健康管理に配慮した子どもの支援を行っています。

令和6年10月1日開所より、学齢児の一時保護ニーズが高く、定員超過の状況が常態化しています。特に学齢女子は、ユニットのキャパシティを超える時もあり、ユニットを超えた職員体制や居室の調整を行い、一時保護ニーズに対応しています。

##### 【令和6年度実績（速報値）】

学齢別一時保護延人数

（単位：人）

| ユニット | 就学前 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | その他 | 合 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 幼 児  | 10  | —   | —   | —   | —   | 10  |
| 学齢男子 | —   | 15  | 11  | —   | 1   | 27  |
| 学齢女子 | —   | 13  | 9   | 16  | 3   | 41  |
| 合 計  | 10  | 28  | 20  | 16  | 4   | 78※ |

※広域調整による他自治体一時保護受託児童5人を含む。

相談種別一時保護延人数

（単位：人）

| ユニット | 養護相談 |             | 障害相談 | 非行相談 | 育成相談 | その他 | 合 計 |
|------|------|-------------|------|------|------|-----|-----|
|      | 虐待相談 | 養育困難<br>その他 |      |      |      |     |     |
| 幼 児  | 9    | —           | —    | —    | —    | 1   | 10  |
| 学齢男子 | 20   | 3           | —    | 2    | 1    | 1   | 27  |
| 学齢女子 | 25   | 7           | —    | 5    | 1    | 3   | 41  |
| 合 計  | 54   | 10          | —    | 7    | 2    | 5   | 78※ |

※広域調整による他自治体一時保護受託児童5人を含む。

平均保護期間等（対象期間：令和6年10月1日～令和7年3月31日）

| 平均保護期間 | 最長保護期間 | 最短保護期間 |
|--------|--------|--------|
| 41.3 日 | 180 日  | 1 日    |

月別の最大保護人数

(単位：人)

| ユニット【定員】   | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 幼 児【4】     | 4   | 5   | 5   | 4   | 4   | 2   |
| 学齢男子【5】    | 4   | 8   | 8   | 8   | 8   | 9   |
| 学齢女子【5】    | 8   | 11  | 10  | 6   | 11  | 13  |
| 所 全 体【14】  | 16  | 24  | 23  | 18  | 23  | 24  |
| 最大時の入所率（％） | 114 | 171 | 164 | 129 | 164 | 171 |

## ② 子どもの権利擁護

### 【概要】

入所している子どもの権利を守るため、中立的な第三者による受け止めも含め、年齢や理解力・コミュニケーション力に応じて子ども自身が意見や意向を表明できるよう、子ども意見表明支援員（子どもアドボケイト）・意見箱・子ども会議など、様々な権利擁護の仕組みを講じています。

子どもから出た意見や要望は、実現可能なことは実現に向けて取り組み、難しいことはその理由を丁寧に説明するなど、内容により適切に取り扱っています。

### 【令和6年度実績】

#### 子どもアドボケイトの活動状況

| 活 動 日                  | 活動回数 | 延活動人数 | 延交流児童数 | 個別意見表明件数 |
|------------------------|------|-------|--------|----------|
| 毎週土曜日<br>(10:00～12:00) | 26 回 | 104 人 | 448 人  | 1 件      |

#### 子ども会議の実施状況

| 活 動 日                  | ユニット | 回 数  | 延参加児童数 | 延意見数  |
|------------------------|------|------|--------|-------|
| 毎週月曜日<br>(10:00～12:00) | 幼 児  | 22 回 | 68 人   | 61 件  |
|                        | 学齢男児 | 21 回 | 120 人  | 338 件 |
|                        | 学齢女児 | 21 回 | 223 人  | 405 件 |
| 合 計                    |      |      | 411 人  | 804 件 |

#### 意見箱の使用状況

| 意見用紙回収方法 | 意 見 数 |
|----------|-------|
| 毎日       | 12 件※ |

※東京都の意見用紙での意見1件を含む。

### ③ 学習支援

#### 【概要】

一時保護中の子どもに適切な学習機会を保障するため、生活日課に学習の時間を設け、学習指導を行っています。また、子どもの発達に応じた体力づくりやストレス軽減のため、運動できる環境を整備しているほか、様々なテーマでの外部講師による特別学習も実施しています。

加えて、可能な子どもには在籍校への通学を支援したり、学校から教材を提供してもらったり、タブレット学習や学習アプリの使用調整を行うなど、在籍校とも連携し、地域での生活と同じ学習環境を提供するための取組みも始めています。

#### 【令和6年度実績】

##### 所内学習状況

| 学習日課          | 学 齢 区 分 | 参加延児童数 |
|---------------|---------|--------|
| 平日 9:30～15:00 | 小 学 生   | 23 人   |
|               | 中 学 生   | 14 人   |
|               | 高校生以上   | 12 人   |
| 合 計           |         | 49 人   |

##### 通学支援状況

| 学 齢 区 分 | 通学実施人数 | 通学先学校 |
|---------|--------|-------|
| 小 学 生   | 1 人    | 1 校   |
| 中 学 生   | 1 人    | 1 校   |
| 高 校 生   | 3 人    | 3 校   |
| 合 計     | 5 人    | 5 校   |

#### 【令和7年度予算】

8,618 千円

### ④ 行事等の実施

#### 【概要】

一時保護所での生活に変化や楽しみを提供するとともに、子どもの行動観察や社会体験を目的に、季節・文化に由来する行事を企画実施しています。

大行事以外にも、近隣の散策・週末の図書館・おやつの菓子購入等の外出機会、ゲーム大会やカラオケ等の室内レクリエーションなど、週末の自由時間に様々な楽しみの企画を行っています。

【令和6年度実績】

行事实施状況（所内・所外）

| 月    | 実施日          | 内 容                | 参加児童数 |
|------|--------------|--------------------|-------|
| 10 月 | 11 日         | スポーツ大会             | 11 人  |
|      | 31 日         | ハロウィン（クイズ大会）       | 16 人  |
| 11 月 | 11 日～15 日    | 作品展（絵や工作の制作と展示）    | 21 人  |
| 12 月 | 31 日～1 月 1 日 | 年越し                | 16 人  |
| 1 月  | 17 日         | シネマサンシャイン平和島（映画鑑賞） | 13 人  |
| 2 月  | 1 日          | 鍋パーティ              | 17 人  |
|      | 3 日          | 節分                 | 17 人  |
|      | 7 日          | よこはま動物園ズーラシア見学     | 10 人  |
| 3 月  | 3 日          | ひな祭り（ひな人形作り）       | 19 人  |
|      | 7 日          | 台場海浜公園散策・フジテレビ見学   | 11 人  |
|      | 11 日         | しながわ防災体験館体験        | 15 人  |

調理実習実施状況

| 実施日        | 内 容       | 参加児童数 |
|------------|-----------|-------|
| 令和6年11月28日 | ホットケーキづくり | 17 人  |
| 令和6年12月20日 | クッキーづくり   | 19 人  |
| 令和7年2月15日  | チョコレートづくり | 14 人  |

【令和7年度予算】

2,440 千円

令和 7 年度品川区児童相談所事務事業概要

発 行 品川区児童相談所児童相談課  
問合せ 児童相談課管理事務係  
住所 品川区北品川 3 - 10 - 9  
電話 6712 - 8269  
F A X 6712 - 8273

